

令和5年3月定例教育委員会  
議案説明資料

報告 1件

議案 2件

---

計 3件

番号	報告第2号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	令和5年度松原市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任命の専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>学校保健安全法第23条に基づき、令和5年度松原市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を任命し、学校保健安全施行規則においてその役割を担うため、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員として任用するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	議案第6号	担当	学校教育部教職員課
議案名	令和5年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて		
説明	<p>松原市の未来を拓く自立心を育む人づくりに向けて、令和5年度の松原市内の学校園における共通の教育方針として、4つの重点指導事項と18の取組みについて、また、社会教育を進めるうえでの方針として、6つの重点指導事項と19の取組みについて「令和5年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項」として定めるものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和5年4月1日</p>		

番号	議案第7号	担当	学校教育部地域教育課
議案名	松原市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成29年3月)により、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを受け、松原市では令和4年4月1日より学校評議員に代わり学校運営協議会が設置されました。そのため、松原市立学校の管理運営に関する規則の学校評議員に関する規定について改正を行うものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 公布の日から施行する。</p>		

松原市立学校の管理運営に関する規則

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(首席)</p> <p><u>第3条の4</u> (略)</p> <p>(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭)</p> <p><u>第3条の5</u> (略)</p>	<p><u>(学校評議員)</u></p> <p><u>第3条の4</u> 学校に、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</p> <p>3 学校評議員は、当該学校の職員以外のもので教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長が委嘱する。</p> <p>(首席)</p> <p><u>第3条の5</u> (略)</p> <p>(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭)</p> <p><u>第3条の6</u> (略)</p>